このガイドラインにおいて「～ならない」（「努めなければならない」を除く。）と記載している規定については、法の義務規定の対象である個人情報取扱事業者の法的義務であるため、個人情報取扱事業者である農林水産関係事業者が従わない場合には、農林水産大臣（個人情報取扱事業者が行う事業であって農林水産大臣が所管するものについての報告の徴収、検査、勧告その他の監督に係る権限に属する事務の全部又は一部が他の法令の規定により地方公共団体の長その他の執行機関（以下「地方公共団体の長等」という。）が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等。第10及び第11において同じ。）により、法違反と判断される可能性がある。一方、個人情報取扱事業者でない農林水産関係事業者がこれに従わない場合には、法違反と判断されることはない。

また、このガイドラインにおいて「望ましい」と記載している規定については、農林水産関係事業者がそれに従わない場合、個人情報取扱事業者であるか否かを問わず、法違反と判断されることはない。

なお、法違反と判断されることはない場合にも、法の基本理念（法第３条）も踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれるものである（「第３　このガイドラインの適用対象者の範囲」の規定も参照）。

なお、このガイドラインにおいて記載した具体例については、これに限定する趣旨で記載したものではない。また、記載した具体例においても、個別ケースによって別途考慮すべき要素があり得るので注意を要する。

第２　用語の定義（法第２条関係）

このガイドラインにおいて使用する用語は、法第２条において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

⑴　個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。

「個人に関する情報」とは、氏名、性別、生年月日、住所、年齢、職業、続柄等の事実に関する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関する判断や評価を表すすべての情報を指し、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれる。これら「個人に関する情報」が、氏名等と相まって「特定の個人を識別することができる」ことになれば、それが「個人情報」となる。

なお、生存しない個人に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報に当たる場合には、当該生存する個人に関する情報となる。

また、企業名等、法人その他の団体に関する情報は、基本的に「個人情報」には該当しないが、役員の氏名などの個人に関する情報が含まれる場合には、その部分については、「個人情報」に該当する。

さらに、「個人」には外国人も当然に含まれる。

⑵　個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙面で処理した個人情報を一定の規則（例えば、五十音順等）に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものをいう。

⑶　個人データ

「個人データ」とは、「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう。

（例）

・　個人情報データベース等から記録媒体へダウンロードされた個人情報

・　個人情報データベース等から紙面に出力された帳票等に印字された個人情報

⑷　個人情報取扱事業者

「個人情報取扱事業者」とは、次に掲げる者を除いた、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ、社会通念上事業と認められるものをいい、営利事業のみを対象とするものではない。なお、法人格を有しない団体（任意団体）や一般個人であっても、個人情報取扱事業者に該当し得る。

ア　国の機関

イ　地方公共団体

ウ　独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。）

エ　地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。）

オ　その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ない者（その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去６箇月以内のいずれの日においても5,000を超えない者とする（個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「施行令」という。）第２条）。5,000を超えるか否かは、農林水産関係事業者が管理するすべての個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の総和により判断する。ただし、同一個人の重複分は除くものとする。）

また、「個人情報データベース等」が次の要件のすべてに該当する場合には、それを構成する個人情報によって識別される特定の個人の数は、5,000の数に数えない。

㋐　個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成によるものであること。

㋑　氏名、住所・居所、電話番号のみが掲載された個人情報データベース等（例えば、電話帳やカーナビゲーション）であること、又は、不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され、かつ、不特定かつ多数の者により随時に購入することができる又はできた個人情報データベース等（例えば、自治体職員録や弁護士会名簿）であること。

㋒　農林水産関係事業者自らが、その個人情報データベース等を事業の用に供するに当たり、新たに個人情報を加えることで特定の個人の数を増やしたり、他の個人情報を付加したりして、個人情報データベース等そのものを編集・加工していないこと。

⑸　本人

「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

⑹　保有個人データ

「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、本人又はその代理人から求められる開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべてに応じることができる権限を有する個人データをいう。ただし、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるもののほか、６箇月以内に消去（更新することは除く。）することとなるものを除く。

ア　本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

イ　違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

（例）

・　不審者情報やクレーマー情報、総会屋情報

・　暴力団等の反社会的勢力情報

ウ　国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

エ　犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

（例）

・　警察などから受けた捜査関係事項照会の対象情報

・　犯罪収益との関係が疑われる取引（疑わしい取引）の届出の対象情報

⑺　公表

第４－２－⑵、第５－３及び５の規定にいう「公表」とは、広く一般に内容を発表することをいう。ただし、公表に当たっては、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法による必要がある。

（例）

・　自社ホームページのトップページから１回程度の操作で到達できる場所への掲載

・　事業所の窓口等への書面の掲示・備付け

・　パンフレット等への記載・配布